

愛犬手帳

犬は大切な
家族の一員です。
生涯大切に飼って
あげてください。

犬の飼育ハンドブック編

1 犬を飼い始めたら	・・・ 6
（1）登録と予防注射（狂犬病予防法第4・5条）	・・・ 6
（2）手続きなど（登録と狂犬病予防注射済票の交付）	・・・ 6
□登録（生涯1回）	・・・ 6
□狂犬病予防注射済票（毎年1回）	・・・ 6
□交付手数料	・・・ 7
□鑑札・注射済票のつけ方	・・・ 8
□登録事項の変更	・・・ 8
□世田谷区から転出する場合	・・・ 8
（3）狂犬病定期予防注射	・・・ 9
2 犬を迎えるにあたって	・・・10
（1）犬の特徴を知りましょう	・・・10
（2）犬の社会化	・・・10
（3）飼う場所（飼育環境）	・・・10
（4）かかりつけの動物病院を探しましょう	・・・11
（5）犬の主な病気	・・・11
（6）食事について	・・・11
（7）日常のお手入れ	・・・12
（8）最後まで責任をもって飼いましょう	・・・12
（9）医療費について	・・・12
3 しつけをしましょう	・・・13
（1）しつけのポイント	・・・13
（2）うまくいかない時や困った行動がある場合	・・・13
4 マナーを守り責任をもって飼いましょう	・・・13
（1）散歩時に必要な物品をそろえ、散歩しましょう	・・・13
（2）散歩中のフン・尿は始末しましょう	・・・14
（3）リードをつけて散歩しましょう	・・・14
（4）鳴き声のしつけをしましょう	・・・15
（5）悪臭と抜け毛の飛散に注意しましょう	・・・15

5 災害に備えましょう	・・・15
(1) 基本的なしつけ	・・・15
(2) 離れ離れにならないために	・・・16
(3) ペットのための防災用品	・・・16
6 犬が行方不明になったら	・・・16
(1) 近所をよく探しましょう	・・・16
(2) 東京都動物愛護相談センターに問い合わせましょう	・・・16
(3) 保健所や警察署等にも連絡しましょう	・・・16
7 飼い犬が人を咬んでしまったら	・・・16
(1) ケガをした人への応急処置をする。	・・・17
(2) 事故の再発防止のための措置を行う。	・・・17
(3) 飼い主は 24 時間以内に保健所に連絡をする。	・・・17
(4) 飼い主は 48 時間以内に飼い主に狂犬病の疑いの有無について獣医師の検診を受けさせる。	・・・17
8 犬を輸入する時・輸出する時	・・・18
(1) 犬を輸入する時	・・・18
(2) 犬を輸出する時	・・・18
9 犬が飼えなくなったら	・・・18
10 高齢犬の介護について	・・・18
11 飼い犬が亡くなった時は	・・・19
(1) 犬の死亡届	・・・19
(2) 死体の引き取り等	・・・19
12 動物由来感染症の正しい知識を身につけましょう	・・・20
(1) 狂犬病	・・・20
(2) 狂犬病以外の犬から人にうつる病気	・・・20
(3) 衛生的な飼い方を心がけましょう	・・・21

13 「身体障害者補助犬法」を知っていますか？	・・・21
(1) 盲導犬	・・・21
(2) 介助犬	・・・21
(3) 聴導犬	・・・21
14 犬に関する法律・条例を知っておきましょう	・・・22
□狂犬病予防法(抜粋)	・・・22
□動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)	・・・23
□東京都動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)	・・・24
□家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(要約)	・・・26
□身体障害者補助犬法(要約)	・・・27
□世田谷区人と動物との調和のとれた共生に 関する条例(全文)	・・・28
□世田谷区環境美化等に関する条例 第4条1項(2)	・・・29
15 窓口一覧	・・・30

愛犬の記録編

◆体重測定などの記録	・・・34
◆今までにかかった病気の記録	・・・34
◆ホームドクター	・・・34
◆狂犬病予防接種の記録	・・・35
◆予防接種の記録	・・・36
◆フィラリア予防記録	・・・38
◆今年のベストショット！！	・・・39
◆不妊・去勢手術のメリット・デメリット	・・・40

犬の飼育ハンドブック編

1 犬を飼い始めたら

(1)登録と予防注射(狂犬病予防法第4・5条) p22参照

- ① 生後91日以上の子犬を飼い始めたら、30日以内に、登録手続きをしてください。
- ② 飼い犬に毎年、必ず狂犬病の予防接種を受けてください。
- ③ 狂犬病予防注射済票は、必ず犬に装着させてください。

(2)手続きなど(登録と狂犬病予防注射済票の交付)

□登録

令和4年6月1日以降、ブリーダーやペットショップなど犬猫等販売業者は、販売する犬猫にマイクロチップを装着し、環境省のデータベースへマイクロチップ情報を登録する義務があります。そして、販売業者からマイクロチップを装着された犬を購入した飼い主は、環境省のデータベースにて登録情報の変更をしなければなりません。マイクロチップを装着し、飼い主情報を環境省のデータベースに登録された犬は、それをもって狂犬病予防法上の犬の登録を行ったとみなされます。

令和4年6月1日以前に日本獣医師会(AIPO)等の登録団体にすでにマイクロチップ情報を登録している飼い主の方は、環境省データベースへ登録情報の移行を行うことができます。

詳しくは、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトをご覧ください。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」

サイトはこちらからアクセスできます ⇒



マイクロチップを装着していない犬の飼い主は、保健所または各総合支所くみん窓口・各出張所等(以下窓口)で手続きをして鑑札の交付を受けてください。 → 15 窓口一覧 P30

※先に、狂犬病予防注射を済ませた方は、鑑札と狂犬病予防注射済票の交付が一度にできます。

□狂犬病予防注射済票(毎年1回)

- ① 動物病院にて狂犬病予防注射を接種します。
→動物病院より『狂犬病予防注射済証』の発行を受けます。
※老齢や病気のために狂犬病予防注射が打てないと診断された場

合は『狂犬病予防注射を延期すべき旨が記載された診断書』の発行を受けます。なお、猶予期間は年度を超えられません。

② 窓口（P30）にある登録申請書に記入の上、『狂犬病予防注射済証』を提示し、注射済票の交付を受けてください。

※老齢や病気のために、注射を打てない場合は『狂犬病予防注射を延期すべき旨が記載された診断書』を提示してください。

★それぞれ郵送でもお手続きできます。詳しくは世田谷区ホームページをご覧ください。

狂犬病注射済票、狂犬病予防注射延期届の郵送でのお手続き方法についてはこちらをご覧ください ⇒



★狂犬病予防注射延期届の申請はオンラインでもお手続きできます。

狂犬病予防注射延期届のオンライン申請はこちらからご覧ください。 ⇒



□交付手数料

鑑札の交付	3,000円
狂犬病予防注射済票（注射済票）の交付	550円
鑑札の再交付	1,600円
狂犬病予防注射済票（注射済票）の再交付	340円

※再交付は破損・紛失した場合。

鑑札(犬の生涯に一度)

狂犬病予防注射済票(毎年)

見本

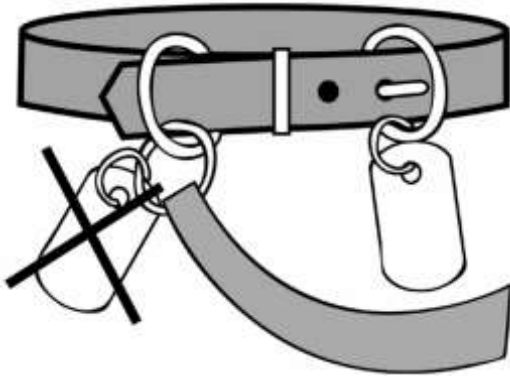


※鑑札や注射済票の形状は区市町村により異なります。
※環境省のデータベースに飼い主の情報を登録されている場合は、マイクロチップを鑑札とみなすために、鑑札の交付はできません。

□鑑札・注射済票のつけ方

狂犬病予防注射済票（注射済票）はシールになっています。
鑑札の裏に貼ってください。（貼る際は、鑑札の裏部分の油分や汚れ等を取ってから貼ってください。）

マイクロチップで環境省に登録をされている場合は、キーホルダーや首輪などに注射済票を貼り付けてください。



鑑札をリングなどでぶら下げる時は、首輪のバックルにつけてください。
鎖やリードをつけるところは、落としやすいです。

□登録事項の変更

保健所または各総合支所くみん窓口・各出張所の窓口でお手続きできます。また、オンラインでの手続きが可能です。

なお、環境省のデータベースにてご登録された場合は、環境省のデータベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で登録事項の変更の手続きの届出をしてください。

鑑札で登録をされた方

オンラインでの変更のお手続きは
こちらからアクセスできます ⇒



マイクロチップで登録された方

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」
サイトはこちらからアクセスできます ⇒



□世田谷区から転出する場合

世田谷区での手続きは必要ありません。詳しくは、転出先の自治体へお問い合わせください。

※海外へ転出する場合 → 8-(2)犬を輸出するときP18

(3)狂犬病定期予防注射

世田谷区では、毎年3月下旬に犬の登録をしている飼い主へ「狂犬病定期予防注射のお知らせ」をお送りします。

□実施会場

- ・ 東京都獣医師会世田谷支部所属の動物病院。
- ・ 会場では、この期間に限り共通料金で予防注射を行い、同時に狂犬病予防注射済票の交付を行います。(定期予防注射期間以外の日に注射をされても会場での狂犬病予防注射済票の交付は行いません。)

□期間

定期予防注射期間は、4月～6月の3ヶ月間です。

※動物病院ごとに期間・時間が異なりますので、お知らせをご確認ください。

□犬の登録について

犬の登録については、会場ではできません。令和4年6月1日以降にペットショップなどから購入した犬には、マイクロチップが装着されていますので、環境省のデータベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で所有者の変更登録の手続きをしてください。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」

サイトはこちらからアクセスできます ⇒



マイクロチップをつけておらず、世田谷区での登録もお済でない方は、この予防注射を受けた後、速やかに保健所または各総合支所くみん窓口・各出張所の窓口で登録手続きを行ってください。

→ 15 窓口一覧 P30

□その他

東京都獣医師会世田谷支部に所属していない動物病院(世田谷区外の動物病院も含む)で、狂犬病予防注射を受けた場合は、獣医師発行の『狂犬病予防注射済証』を保健所または各総合支所くみん窓口・各出張所等の窓口にお持ちになり、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

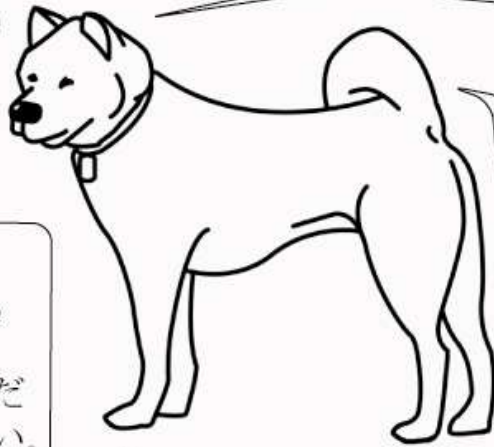
→ 15 窓口一覧 P30

2 犬を迎えるにあたって

(1)犬の特徴を知りましょう

目は暗いところでもよく見えるが、色はあまりよく見分けられない。動くものはよく見える。

耳は人の4倍も敏感。人よりも高い周波数の音域も聞こえる。遠くの音、小さな音も聞こえる。品種によっていろいろな形がある



鼻は人の100万倍も鋭敏。一度かいだら忘れない。

知能は人の2才半程度と言われている。信号としての音声、合図はわかるが、言葉の微妙な意味は理解できない。言葉と直前のできごとを結びつけて記憶する。

足は速く、長い時間でも走り続けられる。逃げるものを本能的に追いかける性質をもつ。

尾はいろいろな感情を表現する。うれしい時だけでなく、怒っている時でも振る。品種によっていろいろな形がある。

(2)犬の社会化

生後3～12週齢を「社会化期」といいます。この間に親犬や兄弟犬などとの関係を通して犬としての大切なことを学んだり、人間や他の動物、様々な環境を経験することで、社会性（相手や状況に応じた適切な行動をとる能力）を身につけます。この時期に適切に社会化されないと、成犬になってから様々な問題行動を引き起こすことがあります。子犬から飼う場合には、この時期に親兄弟と過ごした犬を選び、飼い始めてからもいろいろな経験をさせて社会性を身につけさせるようにしてください。

(3)飼う場所(飼育環境)

屋内で飼うことは、犬とのコミュニケーションが取りやすい、病気のサインに早めに気づくことができる、犬が気温の変化など

外的ストレスを受けにくい、しつけと管理がしやすい、信頼関係を築きやすいなどのメリットがあります。可能な限り、屋内で飼える環境を整えましょう。

屋外で飼う場合は、次のことを心がけてください。

- ① 犬の飼育場所は南向きで風通しのよい場所を選ぶ。
- ② 犬小屋はできるだけ家族のいる居間の近く等、家族からよく見える所に置く。
- ③ 強い日差しやノミ・蚊から守る。
- ④ 鎖につないでいる時は、できるだけ動きに制限をかけないようにする（ただし、訪問者に対する配慮が必要です）。
- ⑤ 犬小屋やその周囲を清潔にする。
- ⑥ 犬とのコミュニケーションを十分にとるようにする。
- ⑦ 鳴き声や抜け毛など、周辺環境に配慮する。

(4) かかりつけの動物病院を探しましょう

犬がかかる病気は、感染症、生活習慣病など人と同じようにたくさんあります。犬の状態を確認するため、まず、動物病院で健康診断をしましょう。犬が病気にかからないように予防接種をすることも大切です。また、病気になった時に慌てないように、普段からかかりつけの動物病院を決め、日頃から犬の健康状態や成長、しつけ等について相談しておくことも大切です。

(5) 犬の主な病気

病名	症状	治療・予防	備考
腸管内寄生虫症 (回虫、こう虫、条虫など)	下痢、 食欲不振	寄生虫の種類に応じた駆除薬の投与	多くは便の虫卵検査で診断
パルボウィルス感染症	おう吐、 下痢	ワクチンによる予防	子犬は重症化しやすく、死亡率高い
犬フィラリア症	せき、腹水、 失神など	飲み薬等の予防薬	蚊に刺されることで感染

(6) 食事について

犬の健康を保つために必要な栄養バランスは人とは異なります。専門家に相談しながら、犬の成長段階・健康状態にあった製品を選びましょう。また、飲み水は、いつも新鮮なものを容器に入れて置いておきましょう。

※注意すること

- ① 人の食べ物は欲しがっても与えてはいけません。

- ② 食事は時間を決めて与え、残した時はすぐに片付けましょう。
- ③ 魚の骨、鳥の骨、タマネギ、ネギ類は与えてはいけません。

(7)日常のお手入れ

犬の健康を保つためには日ごろの手入れが大切です。体中をくまなく触ることで、病気の早期発見につながります。また、しつけの上でも、体中のどこを触っても嫌がらないようにすることが重要です。子犬の時から、ほめながら少しずつ体験させ、慣らすと良いでしょう。

- ブラッシング・シャンプー
- つめ切り・耳の手入れ
- 歯の手入れ

(8)最後まで責任をもって飼いましょう

犬は愛護動物です（動物の愛護及び管理に関する法律第44条）。都道府県等は終生飼養の原則に反する引取りを拒否することができます。また、愛護動物を虐待する、捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。2019年の動物愛護管理法改正により、愛護動物の虐待・遺棄・殺傷に対する刑罰が引き上げられました。

（みだりな殺傷…5年以下の懲役または500万円以下の罰金、遺棄…1年以下の懲役または100万円以下の罰金）

虐待の禁止

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、理由なく殺したり、傷つけたりする積極的行為だけでなく、必要な世話を怠ったり、ケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えない等のネグレクトも含まれます。

遺棄の禁止

動物の飼い主の責任には最後まできちんと飼うことも含まれます。飼えないからと動物を捨てる（遺棄する）ことは、動物を危険にさらし、飢えや渇きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になります。

(9)医療費について

犬の治療費は、公的医療保険制度がないため、飼い主の金銭的負担が大きくなります。愛犬の治療に高額な費用がかかる可能性も想定し、備えはしっかりとしておきましょう。

3 しつけをしましょう

人と犬が共に生活をしていくには、適切なしつけが欠かせません。しつけは家族において、また人間社会で一緒に生活していくためのルールを教えることであり、訓練や芸をさせることではありません。成犬からでもしつけをすることは可能です。

犬が家に来たその日からしつけは始まります。子犬も例外ではありません。かわいいからといって、子犬の時に好き勝手にさせてしまうと、困った行動を起こす成犬になってしまうかもしれません。成犬になってから直すには時間がかかり、大変です。

(1)しつけのポイント

- ◆犬の都合に合わせるのではなく、犬を好ましい方向に導くように考える。
- ◆飼い主の目を見たらほめる。(アイコンタクト)
- ◆教える内容・号令・方法を家族で統一する。
- ◆よい行動・好ましい行動をほめて教える。
- ◆叱る状況を作らないように予防する。
- ◆困った行動を叱るのではなく、原因を考えて対処する。
- ◆体罰は絶対にしない。どならない。おどさない。

(2)うまくいかない時や困った行動がある場合

犬によって進歩の速さに差があります。何度教えてもうまくいかない時は、教え方や環境を変えたり、家族で教え方が統一されているか確認してみましょう。犬のしつけ方教室に参加することも良いでしょう。世田谷区では、犬のしつけ方教室を年に2回開催しています。(区のおしらせ、HPで案内をします。)

犬の行動には全て意味があります。困った行動(問題行動)がある場合には、犬の立場になって理由・原因をよく考えましょう。飼い主が意識せずにその行動をとらせていることもあります。犬の健康上の問題が原因であったり、専門家による対処が必要なケースもあるので、獣医師や訓練士などに相談しましょう。

4 マナーを守り責任をもって飼いましょう

(1)散歩時に必要な物品をそろえ、散歩しましょう

①リード

リード(引き綱)をつけずに散歩することは、他の通行人に迷

惑となり、思わぬ事故(交通事故や咬傷事故等)を引き起こす原因にもなります。また、東京都動物の愛護及び管理に関する条例の違反となります。

②首輪もしくはハーネス

リードとつないで、犬を制御するために必要となります。

③犬鑑札またはマイクロチップ、狂犬病予防注射済票

④水入りペットボトル

散歩前に排泄を済ませるしつけが前提となりますが、万が一オシッコをしてしまった場合は、十分な量の水で洗い流しましょう。

⑤ビニール袋

万が一フンをしてしまった場合、放置することなく、必ず持ち帰りましょう。

⑥ティッシュ

犬の排泄物等で、他人の門扉や塀、道路を汚した場合は、拭き取りましょう。

(2)散歩中のフン・尿は始末しましょう

放置されたフンは、犬を飼っていない人はもちろん、飼っている人にとっても不快です。散歩に出る前に排泄を済ませましょう。トイレのしつけに根気よくチャレンジしましょう。

また、散歩には必ずフン処理の道具を携行し、フンは必ず持ち帰り、小石等を取り除いてトイレに流してください。

同様に、犬の尿による汚れや臭いも不快です。他人の門扉・塀への排尿をさせないよう、気を配りながら散歩させましょう。散歩の時は水を入れたペットボトルを携行し、万が一、オシッコをしてしまった時は、ボトルの水で十分に流しましょう。

(3)リードをつけて散歩しましょう

リード(引き綱・鎖など)をつけない、または制御できない長いリードでの散歩は、他の通行人の迷惑になり、思わぬ事故(交通事故や咬傷事故)を引き起こす原因にもなります。きちんと犬を制御できる人が、適切な長さのリードを犬につけて散歩させてください。

※放し飼い(ノーリード)は禁止されています。

「東京都動物の愛護及び管理に関する条例第9条」(P24)で、放し飼いは禁止されています。放し飼いにした犬が原因で、刑事責任や民事責任を問われるケースも発生しています。絶対にやめましょう。

(4)鳴き声のしつけをしましょう

犬が鳴くのは本能だ、番犬だから鳴かないと困るという考えは住宅地では理解されません。

鳴き声は多くの場合、しつけである程度コントロールできます。近隣住民への配慮からも、ひどく鳴かないよう犬のしつけを行ってください。しつけが困難な場合は、専門家(獣医師、訓練士等)に相談しましょう。

(5)悪臭と抜け毛の飛散に注意しましょう

飼い犬を外に出している場合、周辺にフンや尿の臭いが拡散したり、犬の毛が飛散したりすることがあります。

飼い犬の体や犬舎は常に清潔を保ちましょう。またブラッシングする際は、抜け毛が周囲に飛散しないように配慮しましょう。

5 災害に備えましょう

地震などの災害が起きた時、人と同じようにペットも被災します。避難所には多くの方々が家族の一員であるペットと一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が苦手な方や動物の毛などによるアレルギーの方などもいるため、ペットと人は離れた場所で避難所生活を送ることになります。

避難所でペットが他の人の迷惑にならないように、日ごろからケージに入る訓練など、適正な管理やしつけをしましょう。

(1)基本的なしつけ

避難所でのトラブル防止のため、日ごろから最低限の基本的なしつけをしておくことが必要です。

- ◆人や他の動物を怖がらない
- ◆ケージに嫌がらずに入る
- ◆トイレは決められたところとする
- ◆むだ吠えをしない

(2) 離れ離れにならないために

首輪をして鑑札や名札、マイクロチップなどの身元がわかるようなものを付けておきましょう。また、必要に応じ、親類、知人、動物病院など緊急時に動物を預かってくれる場所を確保しておくことも大切です。

(3) ペットのための防災用品

避難所では、人に対する準備はしていますが、ペット用品はありません。飼い主がペットの備えを準備することになります。ペットのための防災用品として以下の物を用意しておきましょう。

- ◆ ペットのエサと水（最低5日分、できれば7日分）と容器
- ◆ ペットの常備薬、療養食
- ◆ ペットのトイレ用品（簡易トイレ、ペットシート、新聞、ビニール袋等）
- ◆ ペットケージ、引き綱（リード）、キャリーバッグ、予備の首輪
- ◆ ペットの写真や健康状態などの記録（愛犬手帳など）
※写真は、万が一、迷子になって探す際に役立ちます。
※健康状態などの記録があると、診察などの際に情報をスムーズに伝えられます。

6 犬が行方不明になったら

(1) 近所をよく探しましょう

(2) 東京都動物愛護相談センターに問い合わせましょう

放浪している犬は、東京都が保護収容します。保護収容された犬は、動物愛護相談センターホームページの「犬、猫を逃がしてしまった飼い主の方へ」でも見られます。→ [15 窓口一覧 P30](#)

(3) 保健所や警察署等にも連絡しましょう

犬を保護している人は、保健所や警察署に届け出ていることがあります。区境にお住まいの方は、隣接する区や市へもお問い合わせください。→ [15 窓口一覧 P30](#)

7 飼い犬が人を咬んでしまったら

自分の飼い犬が人を咬んでしまった場合は被害に遭われた方に誠意をもって対応し、以下の対応及び手続きをとってください。

（東京都動物の愛護及び管理に関する条例第29条）

不誠実な対応は刑事事件や損害賠償請求に発展する場合があります。

(1) ケガをした人への応急手当をする。

咬傷事故発生直後は、ケガをした人への傷の応急手当をし、医療機関を受診してもらうなどしましょう。

(2) 事故の再発防止のための措置を行う。

同様の咬傷事故を起こさないよう、対策を考え、必ず実行してください。

(3) 飼い主は24時間以内に保健所に連絡をする。

犬の飼い主は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、事故発生時から24時間以内に東京都知事に届出をすることが義務付けられています。24時間以内に保健所まで連絡をしてください。

(4) 飼い主は48時間以内に飼い犬に狂犬病の疑いの有無について獣医師の検診を受けさせる。

犬の飼い主は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、48時間以内に飼い犬に獣医師の検診を受けさせることが義務付けられています。

※咬傷犬の検診回数

◆登録済み、狂犬病予防注射済みで咬傷動機の明確な犬

→事故直後と1週間後 計2回

◆その他

→上記に加え事故2週間後 計3回

※旅先などで事故を起こした場合は事故発生場所の区市町村の担当窓口へ届け出をしてください。

□事故を起こさないために

□散歩の時は

◆いざという時、犬を制御できる人が行う。

◆リードは短く、首輪・鎖は定期的にとりかえる。

◆飼い主は、他の犬や子ども、自転車等に対して目配りする。

□家では

◆柵や塀の隙間から犬の口が出ないようにする。

◆玄関先や人通りの多いところにはつながない。

◆犬がいることを知らせる表示をつける。

(東京都動物の愛護及び管理に関する条例第9条)

8 犬を輸入する時・輸出する時

(1) 犬を輸入する時

外国から犬を連れてくる時は、狂犬病とレプトスピラ症についての輸入検疫を動物検疫所にて受けさせなければなりません。

(狂犬病予防法第7条)

犬を輸入する際の条件等の詳細は動物検疫所へお問い合わせください。 → 15 窓口一覧 P30

※犬を外国から連れてきたら、海外転入に伴う犬の登録手続きが必要です。保健所または各総合支所くみん窓口・各出張所に届け出てください。手続きの際は、動物検疫所発行の「犬の輸入検疫証明書」を窓口にお持ちください。

→ 15 窓口一覧 P30

(2) 犬を輸出する時

外国へ犬を連れていく時は、日本を出るための条件と相手国に入るための条件を満たす必要があります。

犬を輸出する際の条件等の詳細は動物検疫所へお問い合わせください。 → 15 窓口一覧 P30

※犬の輸出手続きとは別に、海外転出に伴う犬の登録の廃止手続きが必要です。保健所または各総合支所くみん窓口・各出張所に届け出てください。

なお、帰国予定があり、鑑札交付を受けている場合は、鑑札を保管しておいてください。

→ 15 窓口一覧 P30

9 犬が飼えなくなったら

終生飼養が原則ですが、やむをえない事情で飼えなくなり、新しい飼い主も見つからない時は、東京都動物愛護相談センターにご相談ください。 → 15 窓口一覧 P30

10 高齢犬の介護について

獣医療の進歩と犬の食生活や生活環境の改善により、犬の寿命は年々延びています。犬の年齢が高齢化するに伴って、犬の体力や免疫力が低下し、白内障や心臓病など様々な病気や認知症、運動障害が生じてきます。

自分の飼っている動物の老化を少しでも遅らせ、介護の必要のない健康な状態で長く過ごせるよう、若いうちから以下のことを心が

けましょう。

①飼い主による毎日の健康チェック

②かかりつけの獣医師による定期的な健康診断

若いうちから健康に気を配っていても、確実に老化はやってきます。介護が必要になる前から、高齢動物の世話の仕方などの知識の習得に努めておくと安心です。

また介護が必要になった時は、そのストレスで十分な世話ができなくならないよう、以下のことを心がけましょう。

①飼い主同士、獣医師又は動物看護師などへの相談

②介護に対する家族の協力

1 1 飼い犬が亡くなった時は

(1)犬の死亡届

「飼い犬の死亡届」を保健所または総合支所くみん窓口・各出張所等に提出してください。また区のホームページから届け出することもできます。 → [1 5 窓口一覧 P30](#)

また、オンラインでも手続きできます。詳しくは下記二次元コードからアクセスしてください。

世田谷区ホームページ

死亡届のオンラインでのお手続きは
こちらからアクセスできます

⇒



環境省のデータベースにてご登録された場合は、環境省のデータベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で死亡の手続きの届け出をしてください。

環境省データベース

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」
サイトはこちらからアクセスできます ⇒



(2)死体の引き取り等

遺体は住所地を管轄する清掃事務所が25kg未満の犬に限り、

有料にて引取り、別途火葬・埋葬を行っています。詳しくは住所地を管轄する清掃事務所にお問い合わせください。

→ 15 窓口一覧 P30

民営の動物霊園では、死体の引き取り、火葬、納骨、法要まで行ってくれるところもあります。

12 動物由来感染症の正しい知識を身につけましょう

「動物由来感染症」とは、動物から人へうつる病気の総称で、200種類以上あると言われています。

(1) 狂犬病

狂犬病は、狂犬病ウィルスを持つ動物に、咬まれたり、ひっかかれたりするなど唾液中のウィルスとの接触により感染します。犬だけでなく全てのほ乳類が感染し、発症すると現代でも治療法はなく100%死亡します。

日本での国内における狂犬病の発生は昭和32年以降ありません。しかし、世界のほとんどの地域で発生しており、特にアジアやアフリカで多く、狂犬病による死者は年間5万5千人以上といわれています。2006年にはフィリピンで狂犬病の犬に咬まれた日本人が帰国後に発症して亡くなった痛ましい事例も起きています。また、2020年5月には、フィリピンから日本に入国後、発症した方が亡くなっています。

国境を越えて多くの人や物が流通する現代では、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在します。

(2) 狂犬病以外の犬から人にうつる病気

病名	主の感染経路	犬の症状	人の症状
エキノコックス症	感染犬のフン中の病原体が口に入る	多くは無症状	肝腫大、腹痛、肝機能障害
Q熱	尿、フン、胎盤等の中の病原体の吸入	多くは無症状	インフルエンザのような症状
パストレラ症	咬み傷、引っかき傷	多くは無症状	傷口が腫れて痛む
レプトスピラ症	尿に接触	腎炎	発熱、黄疸、肝臓や腎臓の障害
イヌブルセラ症	流産時の汚物・尿等に接触	精巣炎、死、流産	風邪に似た症状

回虫幼虫移行症	フン中の病原体が口に入る	食欲不振、 下痢、おう吐	幼児で肝臓、脳、 眼等に障害
皮膚糸状菌症	濃厚な接触	脱毛・フケ	脱毛等の皮膚障害、か ゆみを伴う
疥癬症 <small>かい せん</small>	濃厚な接触	強いかゆみ、脱毛	皮膚の強いかゆみ、脱 毛

(3)衛生的な飼い方を心がけましょう

- ◆口うつしで食べ物を与えるなど、過度の接触をしない。
- ◆フン、尿は早めに処理する。
- ◆犬の体や生活環境を清潔にする。
- ◆犬のフン、尿を扱った後はよく手を洗う。

13 「身体障害者補助犬法」を知っていますか？

補助犬とは、目や耳や手足の不自由な人のお手伝いをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。体の不自由な人の体の一部であり、ペットではありません。『身体障害者補助犬法』に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので社会マナーも守れ、お手入れも行き届いていて衛生的です。ですから、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパーマーケット、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは『身体障害者補助犬法』で義務付けられています。

(1) 盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。胴体にハーネスをつけているのが特徴です。

(2) 介助犬

手足が不自由な人に代わって、落とし物を拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。着替えも手伝います。

(3) 聴導犬

耳の不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。

14 犬に関する法律・条例を知っておきましょう

□狂犬病予防法(抜粋)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項の登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあっては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があったときは、新所有者は、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

第七条 何人も、検疫を受けた犬等でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 1 第四条の規定に違反して犬の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者
- 2 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者

口動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋) (令和3年6月1日改正)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼育し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなお

それがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼育密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえウサギ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属するものかいそう

□東京都動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

第五条 飼い主（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。）は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺的环境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受けられる機会を与えることが困難となるようなおそれがあることを認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

い。

第六条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

第七条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するために、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 適正にえさ及び水を与えること。

二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。

三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。

四 適正に飼養又は保管をすることができる施設を設けること。

五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。

六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。

七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

八 逸走した場合は、自ら搜索し、收容すること。

第九条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他囲いの中で、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで、飼養又は保管をすること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合

ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合

ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合

ニ その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、東京都規則で定めるとき。

二 犬をその種類、健康状態に応じて、適正に運動させること。

三 犬に適切なしつけを施すこと。

四 犬の飼養又は保管をしている旨の標識を、施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

第二十九条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

二 第二十九条第2項の規定に違反して、犬を獣医師に検診させなかった者

第四十条 次の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一 第九条第一号の規定に違反して、犬を飼養した者

二 第二十九条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

□家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(要約)

1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内等その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であつて、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。

(1) 警察犬、狩猟犬等を、その目的のために使役する場合

(2) 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合

2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意するとともに、犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。また、みだりに健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させることは虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

3 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

4 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

- (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
- (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
- (3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。
- (4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬（以下「危険犬」という。）を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けるよう努めること。
- 6 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等の措置を講ずること。また、事故を起こした場合には、民事責任や刑事責任を問われるおそれがあることを認識すること。
- 7 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努めること。なお、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 8 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適正な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

□身体障害者補助犬法(要約)

- 1 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。
- 2 国等、公共交通事業者等及び、不特定多数の者が利用する施設を管理する者は、その施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用するものが著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- 3 事業主は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。
- 4 住宅を管理する者は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう

努めなければならない。

- 5 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

□世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例(全文)

(目的)

第1条 この条例は、区における人と動物との調和のとれた共生社会の推進（以下「共生社会の推進」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、共生社会の推進のために必要な区民等の理解と協力等について定めることにより、共生社会の推進を図るための基本的かつ総合的な施策を推進し、もって区民の健康で豊かな生活環境の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 共生社会の推進は、動物が命あるものであり、みだりに排除してはならないものであるとともに、動物が人の生活環境内に存在しているという認識の下に行われなければならない。

- 2 共生社会の推進は、人と動物とのかかわりから生ずる諸問題の多くが人の生活様式による何らかの影響を受けているものであることから、人が自らの問題としてこれらの諸問題の発生についての予防その他の方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

- 3 共生社会の推進は、動物の本能、習性、生理及び疾病並びに人と動物との共通感染症についての正しい知識の普及並びに公衆衛生の確保のための方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

- 4 共生社会の推進は、子どもの豊かな情操を育てることに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

- 5 共生社会の推進は、すべての者の取組により行われなければならない。

(区の責務)

第3条 区は、共生社会の推進を図るための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 区は、前項の施策の策定に当たっては、区民等の意見を聴くため必要な措置を講じなければならない。

(施策の基本方針)

第4条 前条第1項の施策の基本方針は、次に掲げる事項とする。

- (1) 共生社会の推進の意識の啓発
- (2) 愛護精神の普及と適正な飼養の意識の啓発
- (3) 環境保全の推進

(4) 公衆衛生の推進

(5) 共生社会の推進に関する区民等の地域活動への支援

(6) 前各号に掲げるもののほか、共生社会の推進に関する重要事項
(区民等の理解と協力等)

第5条 区民等は、共生社会の推進について理解を深め、区の施策に協力して、共生社会の推進に努めるものとする。

2 動物を飼養する区民等は、動物を飼養する者としての責任を自覚し、周辺住民への十分な配慮の下に、動物を適正に飼養するよう努めるものとする。

(区民等との協働)

第6条 区は、共生社会の推進に当たっては、区民等と協働するよう努めなければならない。

(国等との連携等)

第7条 区は、共生社会の推進を図るための施策を効果的に実施するため、国、東京都その他の地方公共団体及び公共的団体(以下「国等」という。)と連携を図るよう努めるものとする。

2 区長は、共生社会の推進のため、必要があると認めるときは、国等に対し、共生社会の推進について協力を要請するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(附則)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

□世田谷区環境美化等に関する条例 第4条1項(2)

自己の所有し、又は管理する犬(以下「飼い犬」という。)を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。

15 窓口一覧

<p>◇犬の登録(鑑札の交付)</p> <p>◇狂犬病予防注射済票の交付</p> <p>◇鑑札・狂犬病予防注射済票の再交付</p> <p>◇登録事項の変更</p> <p>◇死亡届</p>	<p>世田谷保健所生活保健課 世田谷4-22-33 区役所第3庁舎2階 ※改装工事のため、令和4年12月に移転しました。 電話:03(5432)2908 FAX:03(5432)3054 世田谷区ホームページ(パソコン・携帯電話共通) https://www.city.setagaya.lg.jp/</p>
	<p>世田谷総合支所くみん窓口 世田谷4-22-35 世田谷区役所第2庁舎1階 ※改装工事のため、令和5年1月に移転しました。 電話:03(5432)2814</p>
	<p>太子堂出張所 太子堂2-17-1 電話:03(3413)1247</p>
	<p>経堂出張所 宮坂1-44-29 電話:03(3420)7143</p>
	<p>北沢総合支所くみん窓口 北沢2-8-18 北沢タウンホール地下1階 電話:03(5478)8039</p>
	<p>玉川総合支所くみん窓口 等々力3-4-1 玉川総合支所 電話:03(3702)1137</p>
	<p>用賀出張所 用賀2-29-22 電話:03(3700)3657</p>
	<p>二子玉川出張所 玉川4-4-5 電話:03(3707)4946</p>
	<p>砧総合支所くみん窓口 成城6-2-1 砧総合支所1階 電話:03(3482)3861</p>
	<p>烏山出張所 南烏山6-2-19 烏山区民センター内1階 電話:03(3300)5361</p>
	<p>烏山総合支所くみん窓口 南烏山6-22-14 電話:03(3326)8290</p>
	<p>◇マイクロチップ情報登録制度についての相談・手続窓口</p>

◇狂犬病予防注射 ◇狂犬病の疑いの有無の検診	動物病院
◇咬傷事故発生届及び被害届	世田谷保健所生活保健課 電話03(5432)2908
◇飼い主不明の犬・迷い犬の保護収容及び、返還 ◇飼えなくなった犬の引取り ◇飼い主のいない犬の譲渡	東京都動物愛護相談センター ●センター本所(23区担当) 八幡山2-9-11 電話03(3302)3507 ●多摩支所(多摩地区担当) 日野市石田1-192-33 電話042(581)7435
◇犬が行方不明になった場合	東京都動物愛護相談センター(同上) 収容動物情報 http://www.awic-tokyo.jp/ 世田谷保健所生活保健課 隣接する区市町村の保健所又は、犬の登録等担当 世田谷警察署 03(3418)0110 北沢警察署 03(3324)0110 玉川警察署 03(3705)0110 成城警察署 03(3482)0110
◇犬の輸入・輸出の検疫	農林水産省 動物検疫所 ○成田支所:0476(32)6664 ○羽田空港支所:03(5757)9752 http://www.maff.go.jp/aqs/
◇飼い犬の死体の引取り (有料)	世田谷清掃事務所 (世田谷、北沢地域) 上馬5-21-13 電話03(3425)3111 玉川清掃事務所 (玉川地域) 野毛1-3-7 電話03(3703)2638 砧清掃事務所 (砧、烏山地域) 八幡山2-7-1 電話03(3290)2151

◇狂犬病に関する情報	国立感染症研究所 https://www.niid.go.jp/niid/ja/
◇動物由来感染症に関する情報	海外で健康にお過ごしいただくための情報サイト (FORTH) https://www.forth.go.jp/index.html (海外で流行している感染症情報や予防接種機関)
◇海外旅行へ行かれる方の狂犬病予防接種などの予約、問い合わせ	厚生労働省 「動物由来感染症を知っていますか？」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000155663.html
	東京検疫所 検疫衛生課 江東区青海2-7-11 東京都港湾合同庁舎8F 電話03(3599)1515 https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/
	世界保健機関(WHO)※英文表記 http://www.who.int/en/

<参考資料>

- 「動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし」
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
- 「ふやさないのも愛」 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
- 「動物由来感染症 ハンドブック2022」
厚生労働省健康局結核感染症課
- 「犬の飼い方」 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
- 「狂犬病」 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
- 「いぬねこ手帳」 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
- 「動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました」
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

愛犬の記録編

◆ 体重測定などの記録

年齢	年月日	体重 (kg)	体高 (cm)	体長 (cm)	首周り (cm)	胸囲 (cm)
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					
歳	年 月 日					

◆ 今までにかかった病気の記録

年月日	年齢	病名	備考
年 月 日	歳		
年 月 日	歳		
年 月 日	歳		
年 月 日	歳		
年 月 日	歳		
年 月 日	歳		
年 月 日	歳		

◆ ホームドクター

動物病院名	住所	電話番号
		()

◆ 狂犬病予防接種の記録

接種年度	接種年月日	注射済票番号	接種病院
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	
年度	年 月 日	第ス 号	



◆ 予防接種の記録

ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			
ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			
ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			
ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			



ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			
ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			
ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			
ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			
ワクチン名 次回接種予定日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日	次回： 年 月 日
Lot No	Lot:	Lot:	Lot:
接種年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
接種者サイン			



今年のベストショット！！

撮影年月日： 年 月 日 年齢： 歳



(コメント)

今年のベストショット！！

撮影年月日： 年 月 日 年齢： 歳



(コメント)

生後 6 ヶ月を過ぎたら不妊・去勢手術について考えてみましょう。



不妊・去勢手術のメリット・デメリット

	メスの不妊手術	オスの去勢手術
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 望まない妊娠がなくなる ○ 病気のリスクが低くなる ○ 発情期特有の困った行動がなくなる (出血、オス犬が寄ってくるようになる) ○ 様々なリスクを軽減することにより、寿命が延びる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 望まない交尾がなくなる ○ 病気のリスクが低くなる ○ 発情期特有の困った行動がなくなる (メスへの興味によるストレスが軽くなる) ○ 様々なリスクを軽減することにより、寿命が延びる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 肥満傾向になる (適切な栄養管理で防げる) ● 手術の麻酔のリスクがある (適切な麻酔管理で軽減できる) ● 尿失禁の発生率が上がる (薬で治療できる) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 肥満傾向になる (適切な栄養管理で防げる) ● 手術の麻酔のリスクがある (適切な麻酔管理で軽減できる)